

「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」のご案内

厚生労働省は、平成12年2月16日付け基発第66号通達において、事業者が刈払機の取扱作業者に対する振動障害を防止するために、安全衛生に関する知識を習得させるように安全衛生教育を実施します。

記

1. 開催期日 ① 2024年 4月 5日 (金) (受付8:40～)
② 2024年11月19日 (火) (受付8:40～)
2. 会場 リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1
3. 受講料 会員 11,500円(受講料 8,800円 + テキスト代 2,750円)
一般 13,750円(受講料 11,000円 + テキスト代 2,750円)
※消費税については、別紙で確認下さい。

4. 講習内容及び時間割

科 目	時 間
刈払機に関する知識	09:10 ~ 10:10
刈払機を使用する作業に関する知識	10:15 ~ 11:15
刈払機の点検及び整備に関する知識	11:20 ~ 11:50
昼 食	11:50 ~ 12:40
振動障害及びその防止に関する知識	12:40 ~ 14:45
関係法令	14:50 ~ 15:10
実技	15:20 ~ 16:20
修了証交付	16:20 ~

5. 申込方法

◎受講申請書に記入、押印(朱肉)の上、講習会の2週間前までに下記の書類を添えて当協会へご郵送下さい。

- ・ 証明写真 1枚(上三分身無帽、無背景、サイズ:縦3.0cm×横2.4cm)
写真の裏に氏名をご記入下さい。

※手続き完了の方には受講票をFAXいたします。

◎申込先 〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12 ☎092-943-0321
福岡東労働基準協会

◎振込先 受講料は下記の指定口座に受講日の一週間前迄にお振り込み下さい。
※振込手数料は受講者負担でお願いします。

福岡銀行 古賀支店 普通口座 1451941 名 義 福岡東講習会事務局

6. 修了証 全科目を終了された方に、修了証を交付します。
7. その他
 - ・ 既納の受講料は原則として返却いたしませんので、もし当日受講できないときは代替者を派遣していただきますようお願いいたします。
 - ・ 日程・会場については、都合により変更・取消しすることもあります。

刈払機取扱作業者教育

受講料・テキスト代・福岡東労働基準協会へ問い合わせてください					
コース (日数)	受講料(税込)		テキスト代(税込)		合計(税込)
	受講料	消費税	テキスト代	消費税	
会員 6H (1日間)	8,000	800	¥8,800	250	¥2,750
非会員 6H (1日間)	10,000	1,000	¥11,000	250	¥2,750

◆申し込み、振り込みの手続き◆
 申し込み及び受講料等のお振込みは福岡東労働基準協会へ手続きして
 ください。
 ※学科5h 実技1h

「刈払機取扱作業安全衛生教育」 申請書・証明書

事業場所在地	〒 ー			
ふりがな				
事業場名				
連絡先	TEL	FAX	担当者氏名	
ふりがな 受講者氏名	生年月日 (西暦で記入下さい)	現住所	※受講番号	備考欄
			※修了証番号	
	年 月 日	〒 ー	-----	
	年 月 日	〒 ー	-----	
	年 月 日	〒 ー	-----	
	年 月 日	〒 ー	-----	
	年 月 日	〒 ー	-----	
講習内容	刈払機取扱作業安全衛生教育			
講習年月日	2024/11/19			
会場	リーバスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1			
講習者 証明書	上記教育の講習過程を修了したことを証明します。 2024/11/19 福岡東労働基準協会会長 印			

- ◆ ※の箇所は記入しないで下さい。
- ◆ 標記の教育を実施したことを証明する記録です。大切に保管して下さい。(労働安全衛生規則第38条参照)
- ◆ 本申請書にご記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外では利用いたしませんのでご了承ください。

福岡東労働基準協会
 〒811-3101
 福岡県古賀市天神1-9-12
 TEL・FAX: 092-943-0321